

岐阜県大腸がん検診の精度管理のための技術的指針（第4版）

- 第1 目的
- 第2 検診の対象者
- 第3 受診勧奨
- 第4 実施回数
- 第5 検診方法
- 第6 検診結果の区分及び指導
- 第7 結果の通知
- 第8 精密検査
- 第9 記録の整備及び精密検査の結果把握
- 第10 事業評価
- 第11 検診実施機関

<標準様式>

- (様式1号) 大腸がん検診受診票
- (様式2号) 大腸がん検診結果通知書
- (様式3号) 大腸がん検診精密検査依頼書兼結果報告書
- (様式4号) 大腸がん検診実施結果

岐阜県大腸がん検診の精度管理のための指針（第4版）

第1 目的

「第3次岐阜県がん対策推進計画」に基づき、がん検診の受診率の向上を図るとともに、岐阜県内すべての市町村において、国の指針に基づいた科学的に効果の明らかな方法で大腸がん検診とその精度管理が実施され、がん検診の質の向上を図ることを目的とする。

第2 検診の対象者

大腸がん検診については、当該市町村の区域内に居住地を有する40歳以上の者を対象とする。なお、受診を特に推奨する者を40歳以上69歳以下の者とする。※ 対象者のうち、受診を特に推奨する者に該当しない者であっても、受診の機会を提供するよう留意すること。

職域ではがん検診が行われていない場合があるため、対象者を正確に把握することが必要である。

第3 受診勧奨

大腸がん及び大腸がん検診に関する正しい情報を普及啓発するとともに、対象者へ受診勧奨を行う。勧奨方法は個別勧奨が望ましい。そのうち、これまでに大腸がん検診を受診したことがない者に対しては積極的に勧奨を行う。

がん検診の対象者自身が、がん検診の利益・不利益を考慮した上で受診を検討することが望ましい。そのため、検診の実施に当たっては、対象者に対してがん検診の利益・不利益の説明を行うこと。ただし、不利益の説明をするときは、指針に定めるがん検診の受診率低下を招かないよう、伝え方に留意が必要である。

<がん検診の利益・不利益について>

(利益の例)

- ・ 検診受診後のがんの早期発見・早期治療による死亡率減少効果があること
- ・ 早期に発見できるために侵襲の軽度な治療で済むこと
- ・ がん検診で「異常なし」と判定された場合に安心感を得られること等

(不利益の例)

- ・ 偽陰性¹、偽陽性²（また、その判定結果を受けて不安を生じることや、結果として不必要な精密検査を受ける場合があること）、過剰診断³、偶発症等
- ¹ がんがあるにもかかわらず、検診でがんの疑いがあると判定されないこと
- ² がんがないにもかかわらず、がんがあるかもしれないと診断されること
- ³ がん検診で発見されるがんの中には、本来そのがんが進展して死亡に至るといふ経路を取らない、生命予後に関係のないものが発見される場合があること（参

考)「かかりつけ医のためのがん検診ハンドブック～受診率向上をめざして～」
(平成21年度厚生労働省がん検診受診向上指導事業・平成22年3月)

第4 実施回数

大腸がん検診は、原則として同一人について年1回実施する。

第5 検診方法

大腸がん検診の検診項目は、次に掲げる問診及び便潜血検査2日法とする。

- (1) 問診 問診に当たっては、過去の検診の受診歴、現在の症状を聴取する。
- (2) 便潜血検査 便潜血検査は、免疫便潜血検査2日法により行うものとし、測定用キット、採便方法、検体の回収及び検体の測定については、次のとおりとする。

①測定用キット

測定用キットの特性並びに市町村における検体処理数及び採便から測定までの時間等を勘案して、最適のものを採用する。

②採便方法

採便用具(ろ紙、スティック等)を配布し、自己採便とする。なお、採便用具の使用法、採便量、初回採便から2回目までの日数及び、回採便後の検体の保管方法等は、検診の精度に大きな影響を与えることから、採便用具の配布に際しては、その旨を受診者に十分説明する。また、採便用具の配布は、検体の回収日時を考慮して、適切な時期に行う。

③検体の回収

初回の検体は、受診者の自宅において冷蔵保存(冷蔵庫での保存が望ましい。)し、2回目の検体を採取した後即日回収することを原則とする。また、やむを得ず即日回収できない場合でも、回収までの時間を極力短縮し、検体の回収、保管及び輸送の各過程で温度管理に厳重な注意を払う。なお、検診受診者から検診実施機関への検体郵送は、温度管理が困難であり、検査の精度が下がることから、原則として行わない。

④検体の測定

検体回収後速やかに行うものとし、速やかな測定が困難な場合は、冷蔵保存する。

第6 検診結果の区分及び指導

大腸がん検診の結果は、便潜血検査結果により判断し、「便潜血陰性」及び「要精検」に区分する。提出された便潜血検査のうち1つでも陽性となった場合には、「要精検」

とし、全て陰性の場合には「便潜血陰性」と判定する。また、便潜血検査と合わせて行う問診結果で顕出血などの自覚症状を呈する者に対しては、医療機関を受診するよう指導を行うことが望ましいが、問診結果のみにて「要精検」とはしない。なお、検体条件が不良で判定に適さない場合には、「判定不能」とし、再度検体を提出するよう勧める。

(1) 「便潜血陰性」と区分された者

今回の便潜血検査の結果、(基準を超える)出血は認められず、精密検査は不要である旨を本人に通知する。ただし、大腸がんであっても便潜血検査が陰性となる場合があることから、顕出血・便の狭小化・腹痛などの自覚症状を認める場合には、医療機関を受診するよう指導する。

(2) 「要精検」と区分された者

便潜血の結果、陽性と判断されたものについては、がんを含む大腸疾患(大腸がん、潰瘍、ポリープ、炎症性腸疾患、痔等)の可能性があり、精密検査として全大腸内視鏡検査等を行う必要があることを十分に説明し、大腸内視鏡検査の実施可能な医療機関を受診するよう指導する。

(3) 「判定不能」と区分された者

検体条件が不良で判定に適さない場合には、「判定不能」とし、再度検体を提出するよう勧める。

第7 結果の通知

検診の結果については、精密検査の必要性の有無を附し、受診者に速やかに、通知する。

第8 精密検査

大腸がん検診は、精密検査の受診率が他のがん検診に比べて低いことから、市町村は、その向上のため、精密検査の実施体制の整備を図るとともに、大腸がん検診において「要精検」とされた者については、必ず精密検査を受診するよう、全ての検診受診者に周知する。なお、その際には、精密検査を受診しないことにより、大腸がんによる死亡の危険性が高まるなどの科学的知見に基づき、十分な説明を行う。

また、精密検査の第一選択は、全大腸内視鏡検査とする。精密検査を全大腸内視鏡検査で行うことが困難な場合においては、S状結腸内視鏡検査と注腸エックス線検査(二重造影法)の併用による精密検査を実施するものとする。ただし、その実施に当たっては、十分な精度管理の下で、注腸エックス線検査の専門家により実施するものとする。

便潜血検査のみによる精密検査は、大腸がんの見落としの増加につながることから、行わない。指導後も精検未受診の者に対しては、再度、受診 勧奨を行う。

第9 記録の整備及び精密検査の結果把握

(1) 検診記録の整備

市町村は、検診実施機関等と連携を図り、検診受診者氏名、性別、年齢、住所、過去の検診の受診状況、受診指導の記録、検診結果、精密検査の必要性の有無、精密検査受診の有無及び精密検査の確定診断の結果等を記録する。

(2) 大腸がん精密検査結果の把握

市町村は、大腸がん検診の精密検査結果を把握する。特に、検診実施機関とは異なる施設で精密検査を実施する場合、検診実施機関は、精密検査実施施設と連絡をとり、精密検査の結果の把握に努めること。また、市町村は、その結果を報告するよう求めること。

精密検査の結果については、医療機関との連携のもと把握し、個人情報の取扱については、「医療・介護 関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」（平成29年4月14日付け個情 第534号・医政発0414第6号・薬生発0414第1号・老発0414第1号個人情報保護委員会 事務局長、厚生労働省医政局長、厚生労働省医薬・生活衛生局長、厚生労働省老健局長通知）を参照すること。

第10 事業評価

大腸がん検診の実施に当たっては、適切な方法及び精度管理の下で実施することが不可欠であることから、市町村は、チェックリスト（市町村用）を用い、検診の実施状況を把握したうえで、本チェックリストの事項が確実に実施されるよう、体制の整備に努めるとともに、保健所、地域医師会及び検診実施機関等の関係者と十分協議を行い、地域における実施体制の整備に努めること。

また、岐阜県生活習慣病検診等管理指導審議会における検討結果や助言を踏まえ、検診方法等の改善に努めること。なお、大腸がん検診における事業評価の基本的な考え方は、「今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について」（がん検診事業の評価に関する委員会報告書平成20年3月）を参照とすること。報告書の見直しが行われた場合は、新たな内容に基づき事業評価を行うこととする。

第11 検診実施機関

検診実施機関は、次の事項に留意し、検診を実施する。

- (1) 適切な方法及び精度管理の下で大腸がん検診が円滑に実施されるよう、「チェックリスト（検診機関用）」を参考とするなどして、便潜血検査等の精度管理に努める。
- (2) 大腸がんに関する正確な知識及び技能を有するものでなければならない。
- (3) 検体の測定を適正な方法で原則として自ら行わなければならない。
- (4) 精密検査実施施設と連絡をとり、精密検査の結果の把握に努めなければならない。

- (5) 検診結果を少なくとも5年間保存しなければならない。
- (6) 岐阜県生活習慣病検診等管理指導審議会大腸がん部会における検討結果や助言を踏まえ、実施方法の改善に努める。